

第6回酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会次第

日時 令和7年8月5日（火）9時30分～

場所 酒田市民会館希望ホール 小ホール

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 報告事項
 - (報告事項1) 酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会
保存分科会について (資料1)
 - (報告事項2) 酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会
活用分科会について (資料2)
- 5 協議事項
 - (協議事項1) 全体計画および地区区分計画について (資料3)
 - (協議事項2) 遺構保存に関する計画について (資料4・5)
 - (協議事項3) 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する
計画について (資料5)
 - (協議事項4) 動線計画について (資料6)
 - (協議事項5) 地形造成に関する計画について (資料7)
 - (協議事項6) 遺構の表現に関する計画について (資料8)
 - (協議事項7) 案内・解説施設に関する計画について (資料9)
 - (協議事項8) 管理施設および便益施設に関する計画について
(資料10)
 - (協議事項9) 公開・活用およびそのための施設に関する
計画について (資料11)
- 6 その他
- 7 閉会

酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会委員名簿

令和7年度／文化政策課作成

◎委員

(敬称略)

No.	職 名	氏 名	備 考
1	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所所長	本中 眞	委員長
2	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長	北野 博司	
3	長岡造形大学学長	平山 育男	
4	株式会社E A U代表取締役	崎谷浩一郎	
5	株式会社テーブルビート代表取締役	佐藤 俊博	
6	酒田市文化財保護審議会委員	清野 誠	副委員長
7	酒田市景観審議会委員	古川 美紀	
8	酒田商工会議所女性会会長	岩間 奏子	
9	秋田公立美術大学美術学部非常勤講師	佐治ゆかり	
10	翻訳家	小松原レラニ	
11	花柳界伝承舎「酒田 小鈴」代表	池田サユリ	

◎オブザーバー

(敬称略)

No.	職 名	氏 名	備 考
1	文化庁文化資源活用課 文化財調査官	小野友記子	
2	山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課 博物館・文化財保存活用室 文化財保存主査	工藤真由美	
3	株式会社ニューソン代表取締役	荒木 真司	
4	樹木医	渡部 佐界	
5	庄内みどり農業協同組合総合企画部長	若木 吉尚	指定地所有者
6	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課長	鷹濱 潤	指定地管理者
7	港南コミュニティ振興会会長	小野 英男	指定地域住民代表

◎山居倉庫整備基本計画策定支援業務受託事業者

(敬称略)

No.	職 名	氏 名	備 考
1	株式会社グリーンシグマ	瀬戸 智	
2	株式会社グリーンシグマ	矢川 愛望	

◎事務局（企画部文化政策課）

No.	職 名	氏 名	備 考
1	酒田市企画部 部長	加藤 義和	
2	〃 文化政策課長	大井 庄栄	
3	〃 文化政策課文化財主幹	川島 崇史	
4	〃 文化政策課課長補佐兼文化財係長	池田 邦臣	

酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会

第 2 回保存分科会について

- 1 日時 令和 7 年 5 月 3 0 日（金） 1 4 時～1 5 時 3 0 分

オンライン会議

- 2 （協議事項 1） 全体計画および地区区分計画について
（協議事項 2） 動線計画について
（協議事項 3） 遺構保存に関する計画について
（協議事項 4） 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画について
（協議事項 5） 遺構の表現に関する計画について
（協議事項 6） 案内・解説施設に関する計画について

- 3 主な意見

- ・整備の目的を明記することが必要。山居倉庫に特化した歴史紹介をどのエリアで行うのか、将来的には 1、2 号棟とするか 11 号棟で完結させるかという明記が必要。
- ・いろは蔵に大型バスで来た観光客は新内橋を渡って 12 号棟へ入り、北側まで歩いて山居橋を渡っていろは蔵に戻るというルートで歩いていた。そのような動線ができるとよい。
- ・石垣は予備診断を行い、危険な箇所のみ動態観測を行うとよい。
- ・露出展示には賛成しない。建物と礎石は一体の構造を持っているため、不安定さが出る可能性がある。しっかり締め固めて埋め戻し、遺構については写真展示で明示するとよい。

酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会

第 2 回活用分科会について

- 1 日時 令和 7 年 5 月 2 9 日（木） 1 4 時～1 5 時 3 0 分

オンライン会議

- 2 （協議事項 1） 全体計画および地区区分計画について

（協議事項 2） 動線計画について

（協議事項 3） 案内・解説施設に関する計画について

（協議事項 4） 管理施設および便益施設に関する計画について

（協議事項 5） 公開・活用およびそのための施設に関する計画について

※提案に対する反対意見はなし

- 3 主な意見

- ・ 山居倉庫オリジナルな体験をしてもらうには 1、2 号棟の活用が必要。
- ・ 山居倉庫がどういう施設なのか分かりにくい、山居倉庫の役割や歴史的価値を示すスポットを明文化してサイン計画に反映させるとともに、英語の説明が増えるとより多くの人に興味を持ってもらえる。
- ・ 手前と奥でうまく施設計画を行い、1 号棟を積極的に活用できるような整備を行うべき。
- ・ 山居倉庫第一駐車場、第二駐車場という案内看板を設置すると分かりやすい。日常的に訪れる人に対して駐車場の案内があれば山居橋からのアプローチもしやすくなる。周辺の駐車場をうまく使いながら、分散させて受け入れる体制が計画としてあってもよい。

目 次

『酒田市史跡山居倉庫整備基本計画(案)』 第5章 整備基本計画

※太字の項目が委員会の協議対象

- (1) 全体計画及び地区区分計画
- (2) 遺構保存に関する計画
- (3) 歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画
- (4) 動線計画
- (5) 地形造成に関する計画
- (6) 遺構の表現に関する計画
- (7) ケヤキ並木の保存整備に関する計画
- (8) 修景および植栽に関する計画
- (9) 案内・解説施設に関する計画
- (10) 管理施設および便益施設に関する計画
- (11) 公開・活用およびそのための施設に関する計画
- (12) 周辺地域の環境保全に関する計画
- (13) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画
- (14) 整備事業に必要となる調査等に関する計画
- (15) 公開・活用に関する計画
- (16) 管理・運営に関する計画
- (17) 事業計画

(1) 全体計画及び地区区分計画

1) - 1 全体計画

本計画では山居倉庫の整備について、前章で示した基本理念「酒田の歴史文化のシンボル 発展とともに未来へ」を基に3つの基本方針「歴史文化、文化観光、地域伝承」に基づき、実効性のある10年計画を示す。なお、11年目以降の整備内容については、本整備の実施状況を勘案し、本計画の見直しを行い検討していく。計画には第2章計画地の現状「図2-5 周辺の主な文化財の所在地」に示す山居倉庫の周辺に所在する文化財他関連施設との連携も示すものとする。

それら周辺との連携動線は山居倉庫の近傍に所在する本間家本邸並びに旧燈屋、酒田市街に所在する相馬屋主屋並びに山王くらぶ、加えて旧酒田灯台が建つ日和山公園を含めた範囲として設定し、山居倉庫への来訪者に酒田市の歴史文化を学んでもらうための一助とする。

また、周辺との連携動線を推進するため、駐車場の確保、レンタサイクル施設の設置、トイレ・休憩所などの便益施設を設置する。

以下に、周辺と連携する文化財施設の歩行距離圏域を示す。

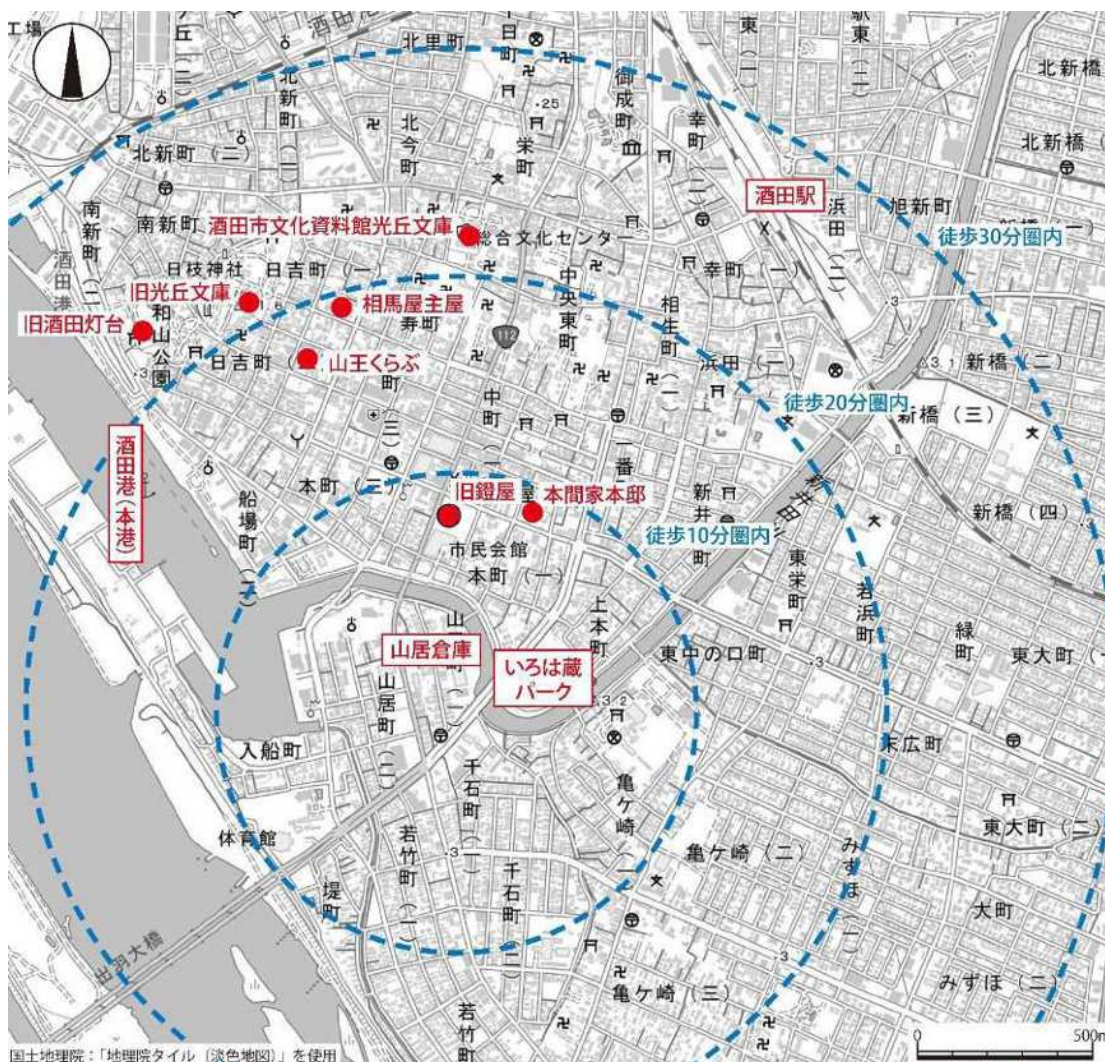


図 5-1-1 周辺の主な文化財施設への歩行距離圏域図

1) - 2 地区区分計画

史跡の現況や保存活用計画に則して、史跡指定地のゾーニングを行う。

史跡指定地内の保存整備・活用整備にあたっては、指定地を大きく4つのゾーンに区分する。

なお、1号棟から12号棟の東側を貫く下屋においては、ガイダンス・資料展示ゾーン、民間活用ゾーン、インフォメーション・交流ゾーンの3つのゾーンにまたがるが、建築物の保存のためのルールづくりを行うとともに、史跡内の来訪者動線を妨げることのないよう、各ゾーンの活用方法に関するルールづくりを行うこととする。

なお、史跡指定のうち、所有者との調整等が必要な土地について、今回の整備ゾーンに含めないが、土地所有者と連携し、現状の維持管理に努める。

【指定地南側】

この地域は、庄内みどり農協が経済事業の一つとして産直施設を運営しているため、現時点ではゾーニングとしての設定は行わない。

表 5-1-1 指定地内のゾーニング

	機能	整備項目
ガイダンス・資料展示ゾーン	- 山居倉庫を中心とするガイダンス、山居倉庫に関する資料展示や体験学習の機能を中心とする。 - 展示物や解説パネルにより山居倉庫を紹介する棟と、往時の状態を見学してもらおう棟を設け、山居倉庫の歴史を学び、来訪者に理解を深めてもらう。	- ガイダンス施設 - 解説板 - ベンチ - 防犯灯、歩行補助照明
民間活用ゾーン	- 短期的には、修繕などを行いながら適切に保存管理を行うとともに、民間企業等による事業導入を図る。 - 民間団体や企業が参入し、本質的価値を損なわない方法で、内部を改修しながら活用を行う。	- 内装改修(民間による整備) - 総合案内板、解説板、眺望サイン - ベンチ - 防犯灯、歩行補助照明 - チェーン柵 - 水道、電気設備
インフォメーション・交流ゾーン	- 山居倉庫のインフォメーション機能、観光ガイドスペース、便益施設、民間活用及び交流(物販・飲食機能、市民活動やイベント開催など)を通して、山居倉庫の魅力を知ってもらうための活用を中心とする。 - 来訪者への全体案内として情報提供を行う。 - 住民、観光客の交流、休憩の場として利用する。	- 総合案内所 - トイレ - 総合案内板、解説板 - 防犯灯、歩行補助照明
保存管理ゾーン	- 修繕などを行いながら、適切に保存管理を行っていく。 - 史跡の景観を将来へ伝えるため、ケヤキ並木、神社、石垣等の維持管理を行う。	- 解説板、眺望サイン - ベンチ - 防犯灯、歩行補助照明

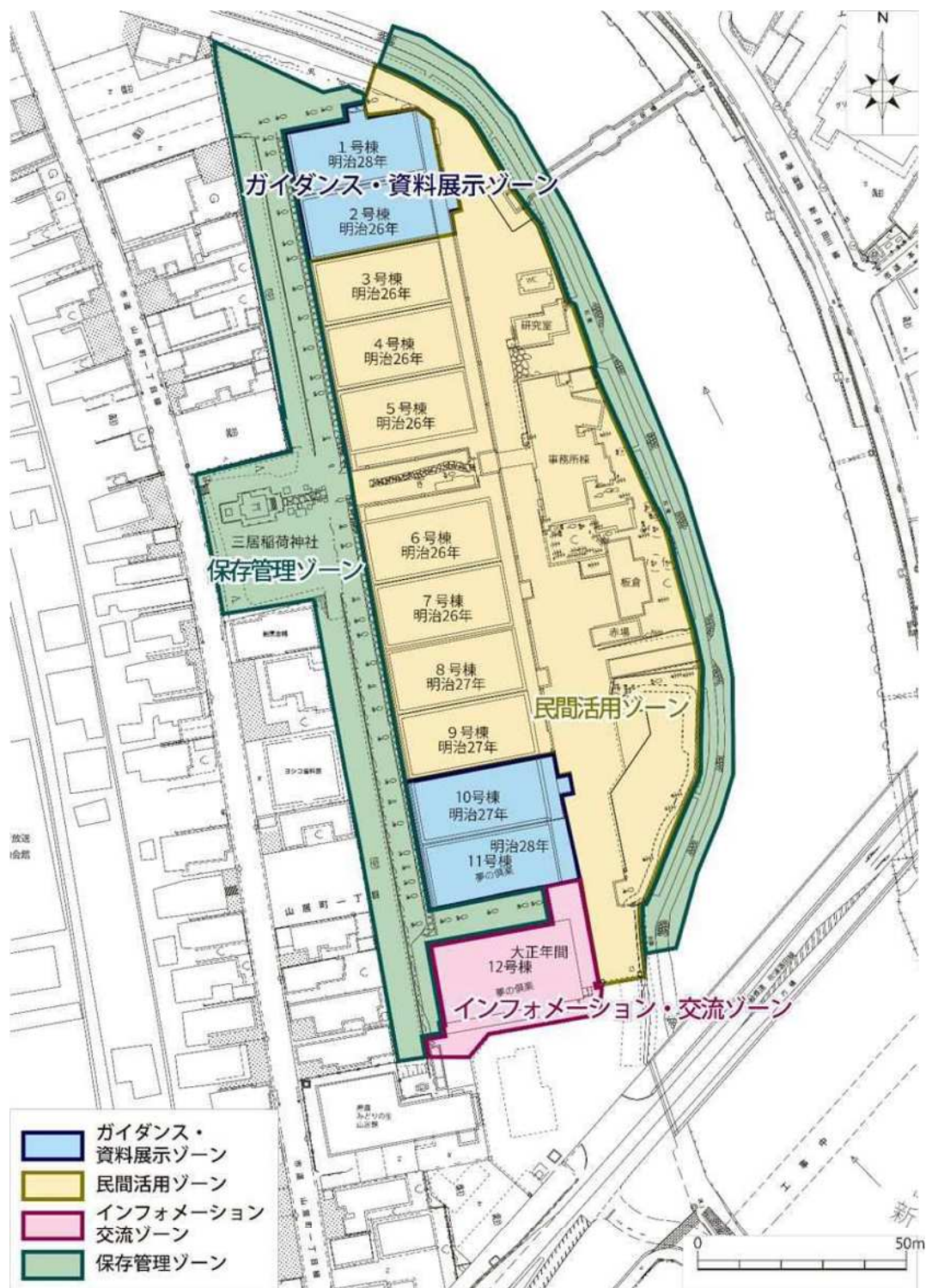


図 5-1-2 ゾーニング図

(2) 遺構保存に関する計画

1) 遺構の定義

地上に表出するものと地下に埋蔵されているものを遺構とする。

2) 地下に埋蔵されている遺構の保存

①計画的な遺構確認調査の場合

山居倉庫の実態解明のための遺構確認調査を行う場合は、可能な限り必要最小限の掘削にとどめ、遺構の保存に配慮する。

②工事に伴う掘削の場合

建造物の耐震補強・設備配管の改修・道路施設(舗装、排水など)の改修、解説サイン等の設置等において掘削が伴う場合は、可能な限り必要最小限の掘削にとどめる。

加えて、掘削時に確認調査を行い、遺構が確認された場合は保存を原則として調整を図り、保存に配慮していく。

3) 地上に表出する遺構の保存

①建造物

1号棟から12号棟、事務所棟、研究室は保存活用計画に基づいた保存を行う。

表 5-2-2 保存活用計画における保存管理の方法

建物名称	保存管理の方法
建造物共通事項	現状の姿を保つことを前提とし、災害対応等で止むを得ない場合を除き、移築・撤去は認めない。 活用・整備に向けた保存状態の詳細調査を実施し、破損状況に応じた適切な修復により良好な状態を保つ。 耐震診断と診断結果に伴った耐震補強を行う。 必要に応じて、調査研究と根拠に基づく復原、活用又は防災・防犯に必要な改修・整備を行うことで、価値の維持向上を図る。上記の改修・整備においては、現状変更等を必要最小限に留め、後世の復原に際して容易に撤去できる形式とする。 建物よりも高い樹木が多いため、落葉が堆積する屋根面・樋・雨落ち側溝等の定期的な清掃を計画・実施する。

倉庫棟2号棟から10号棟において床・壁・天井のいずれかにウレタン吹付又は合板張りが施されている状態について、史跡指定時までの山居倉庫の歴史的事象を保存することを基本とするが、活用のための改修・整備に際して撤去が必要となる場合は、建設当初の材料に影響がないことを確認した上で、文化庁と協議の上で進める。

次にウレタン吹付又は合板張りの現状を示す。

表 5-2-3 倉庫棟ウレタン吹付又は合板張りの現状

	建築年代	独立柱	軸部構造	小屋組斜材	断熱材				天窓	釘・金物	改造
					小屋裏	壁	妻壁	開口部			
1号棟	明治28年	7.3寸 角柱	側柱方杖	直接	－	－	－	－	現存	洋釘・帯金具	
2号棟	明治26年	6.8寸 角柱	大筋違(後付)	枕材	ウレタン吹付	－	－	ウレタン吹付		洋釘大筋違: 和釘中心 (洋釘併用)	
3号棟					パネル	－	－	ウレタン吹付	痕跡?		
4号棟			不明		ウレタン吹付	合板張り	合板張り	ウレタン吹付	痕跡		
5号棟			大筋違(後付)		ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付			
6号棟					ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付	痕跡		
7号棟			不明		ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付			
8号棟	明治27年	7寸 丸太材	不明	直接	ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付	痕跡	洋釘大筋違: 和釘	
9号棟					ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付	ウレタン吹付			
10号棟			大筋違(後付)		ウレタン吹付	－	ウレタン吹付	ウレタン吹付			
11号棟	明治28年	7.5寸 角柱	側柱方杖	直接	－	－	－	－		洋釘・金具	大
12号棟	大正5年	8.6寸 丸太材	筋違・側柱方杖	枕材	－	－	－	－		洋釘・ボルト	大

②石垣

現況調査並びに動態観測のための測量・図化を行い、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針(案)」に基づき、石垣カルテの作成並びに動態観測を行う。

動態観測を行う範囲は予備調査を行い、危険が予測される範囲とする。

石垣の保存については現状維持を基本とするが、自然的要因(地震、大雨等)または人為的
要因(事故等)により、石垣のき損等が認められた場合は、速やかに原状復旧を行う。

ア) 石垣カルテの作成

石垣の三面図(平面・断面・立面)を測量図化するとともに、石垣の規模や積み方、石材の
破損状況等を記した台帳(石垣カルテ)の作成を目指します。

イ) 継続的な維持管理

継続的に石垣の目地から生える草本類の除草を行い、石垣をき損またはき損の原因となり
うる樹木は、植生修景方針により剪定や伐採を行います。また、石垣の状態について、日常
的な見回りによる目視点検を行います。

ウ) 動態観測

石垣の変形を早期に把握できるよう、3次元測量機器や石垣目地のすき間を計測する機器
などにより、定期的に石垣の観測を行います。

なお、動態観測は2年間を基本とし、変動がないことを確認した段階で観測を終了とする。
観測終了後は、施設管理者が定期的に目視観察を行い、異常が確認された場合は、観測を再開
しながら専門家の意見をふまえ修復を進めることとする。



写真 5-2-1 川側石垣



図 5-2-2 川側石垣断面図



写真 5-2-2 西側石垣

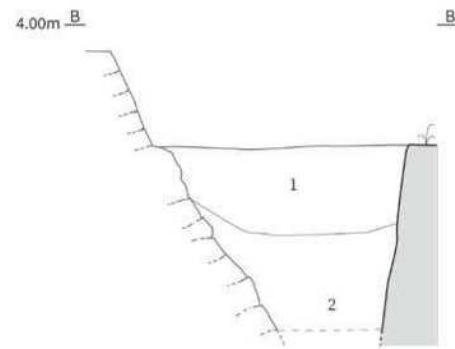


図 5-2-3 西側石垣断面図

（３）歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画

１）歴史的建造物修復に関する計画

歴史的建造物においては、屋根瓦・樋・外壁・建具など外部仕上の経年劣化調査を行うとともに維持修繕修理を行い、建造物の健全化を進めることとする。

本計画期間では、令和８年度から１２年度において建物現況調査・歴史的建造物修復計画策定を行い、令和１３年度から１７年度において歴史的建造物の修復を行う予定とする。

なお、将来的に軸組・小屋組みなどに腐食や傾きが生じた場合は、中規模または大規模修繕について検討を行うこととする。

以下に維持修繕修理項目の事例を示す。

- ・積雪などにより生じた屋根瓦のズレが生じた場合の瓦の並べ直し
- ・雨漏りが生じた場合の瓦交換や防水シートの設置による部分修理
- ・樋の交換
- ・外壁塗装の塗り直し
- ・建具塗装の塗り直しや戸車交換 など



写真 5-3-1 屋根



写真 5-3-2 雨樋



写真 5-3-3 外壁下見板



写真 5-3-4 建具

また、本計画の対象は「史跡山居倉庫保存活用計画」にあげられている本質的価値を構成する諸要素に係る建造物とする。

以下に、対象となる建造物の一覧を示す。

表 5-3-1 対象建築物の概要

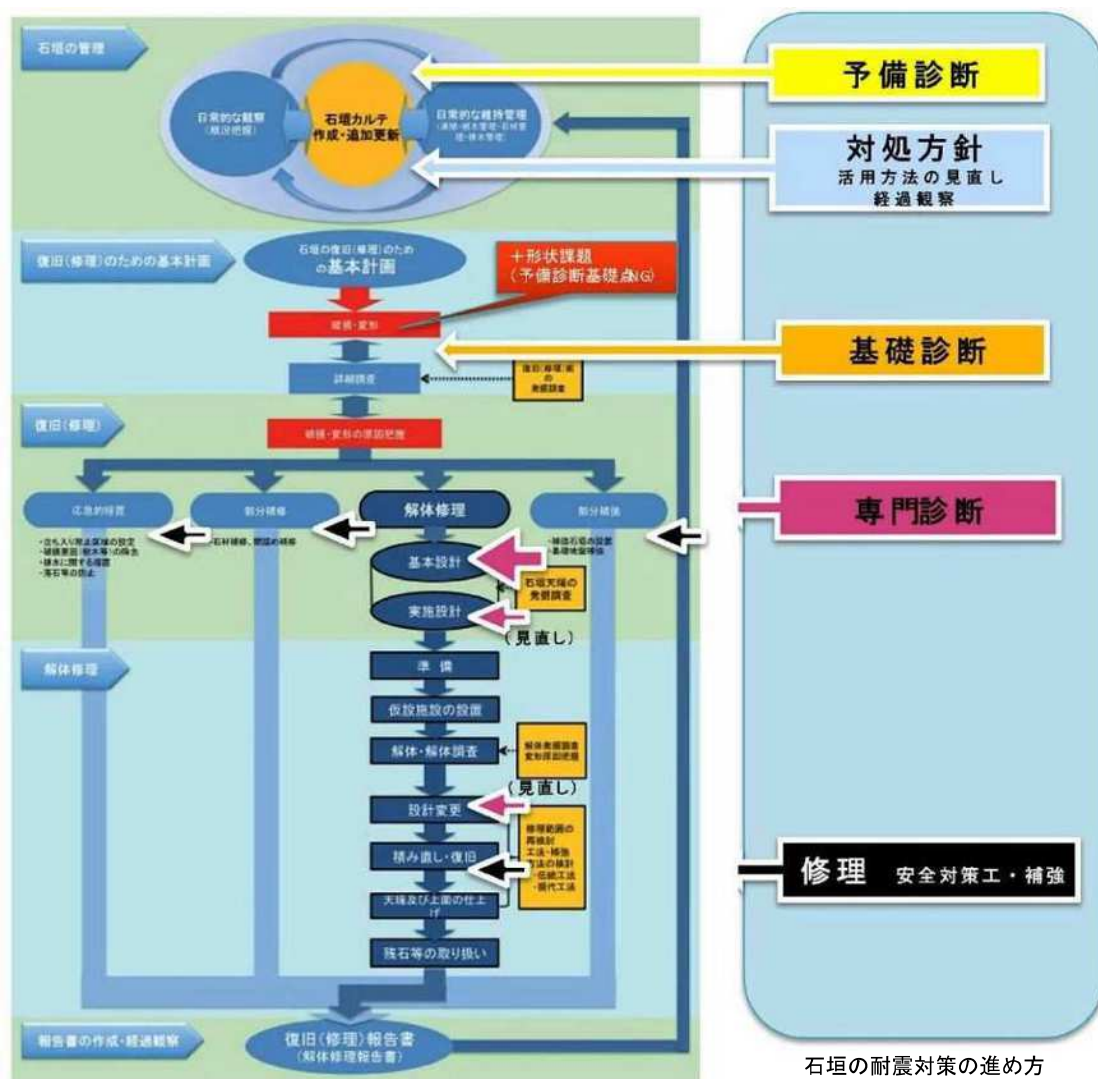
番号	修復対象とする建造物	建設年代	構造
①	倉庫棟		
	1号棟・11号棟	明治28年	木造瓦葺平家建棧瓦葺
	2号棟～7号棟	明治26年	木造瓦葺平家建棧瓦葺
	8号棟～10号棟	明治27年	木造瓦葺平家建棧瓦葺
	12号棟	大正5年	木造瓦葺平家建棧瓦葺
	倉庫棟下屋		木造瓦葺平家建棧瓦葺
②	事務所棟	明治26年～昭和時代初期	木造平屋建切妻造棧瓦葺、一部寄棟造、金庫室鉄筋コンクリート地上1階、地下1階
③	東宮殿下行啓記念研究室	昭和前期	棧瓦葺寄棟造木造地上2階、地下1階建
④	板倉	明治時代後期	木造平屋建金属板葺
⑤	赤場	昭和時代初期	
⑥	三居稻荷神社	拝殿:明治27年	木造入母屋造棧瓦葺き

2) 石垣・庭園等修復に関する計画

①石垣

石垣カルテの作成並びに動態観測の結果をふまえ、文化庁による「文化財石垣 耐震診断指針(案)」に基づき、予備診断を行い対処方針の設定を行う。また、必要に応じて基礎診断を実施する。今後、修理が必要な場合、石垣の形状は現在に至るまでの敷地・施設・運営の変遷を価値とみなし、史跡指定時の形状を維持することを基本とするとともに、整備に先立ち専門診断を実施し補強または安全対策工を行う。

以下に、石垣整備の流れを示す。



石垣の耐震対策の進め方

図 5-3-1 石垣整備の流れ(『石垣整備のてびき』より)

②庭園(事務所棟)

既存の樹木リストを作成し、保存する樹木と実生木など不要な樹木の整理を行う。保存する樹木については適切な選定等を行い、史跡内の景観を維持する。

（４）動線計画

山居橋からの動線は、かつての山居倉庫の入口として歴史を理解するとともに、中心市街地や本港からの市民や観光客の動線として設定する。県道からの動線は、平成 16 年に酒田市観光物産館が整備され、乗用車や観光バスで来訪する多くの市民や観光客に広く認知されていることから、史跡整備後も引き続き動線として設定する。これらの 2 方向からの動線は、来訪者に山居倉庫の本質的価値を周知し、土地の特徴の認識を促すために重要な役割を担うものとする。



山居橋の動線のスタート地点



県道からの動線のスタート地点



①インフォメーション施設がイタンス施設見学



③三居稲荷神社参拝



④1～3 号棟への眺望



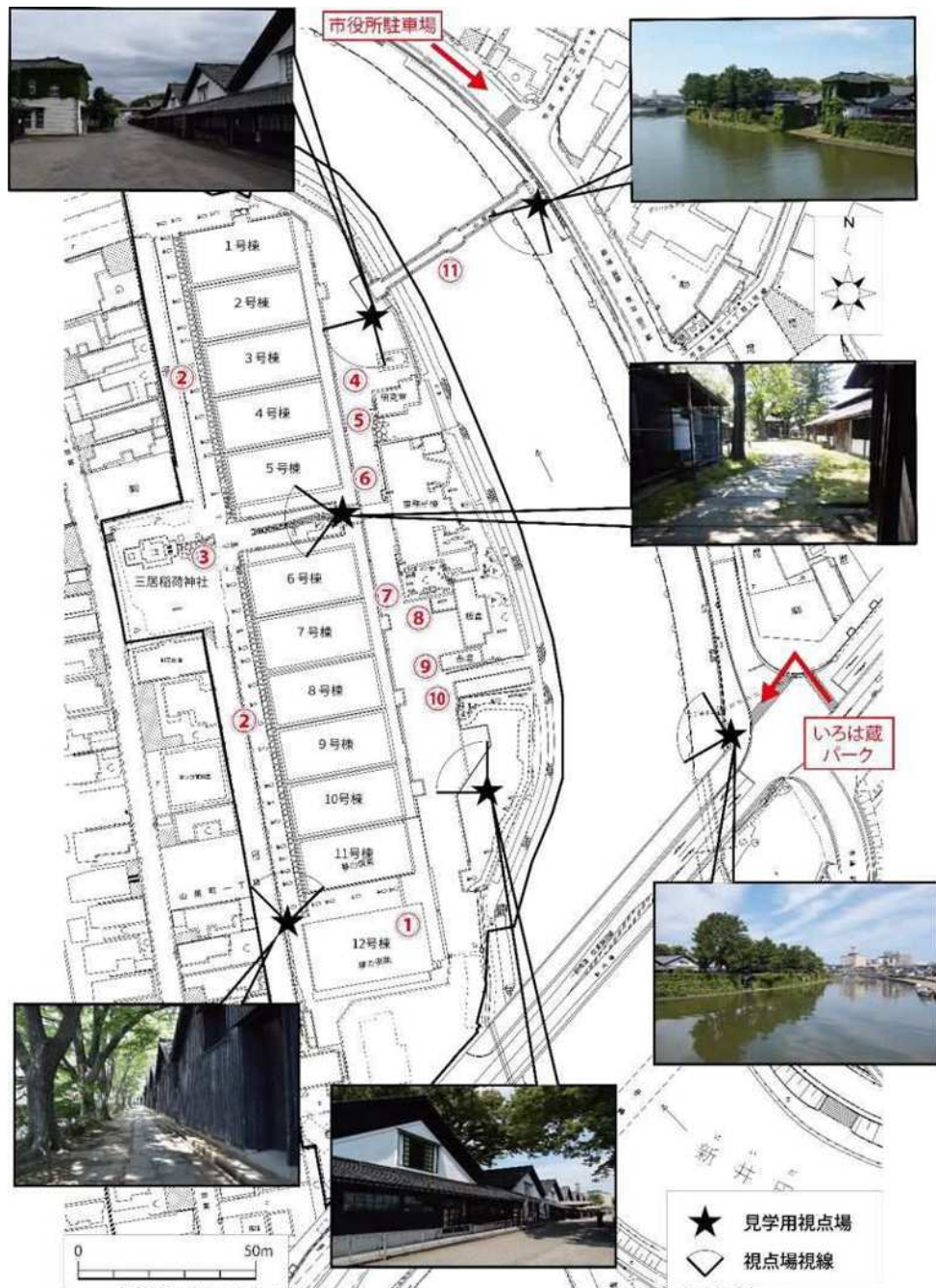
⑤倉庫群民間活用施設散策（下屋通行可能）



⑥船着場見学



⑦事務所棟外観見学



- ①インフォメーション施設ガイダンス施設見学 ②ケヤキ並木散策 ③三居稲荷神社参拝 ④1～3号棟への眺望
 ⑤倉庫群民間活用施設散策（下屋通行可能） ⑥船着場見学 ⑦事務所棟外観見学 ⑧8～12号棟への眺望
 ⑨板倉・赤場見学 ⑩船小屋見学 ⑪山居橋からの眺望

回遊モデルコース

1.いろは蔵パーク・県道から

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→⑪

2.市役所駐車場から

⑪→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→①→②→③

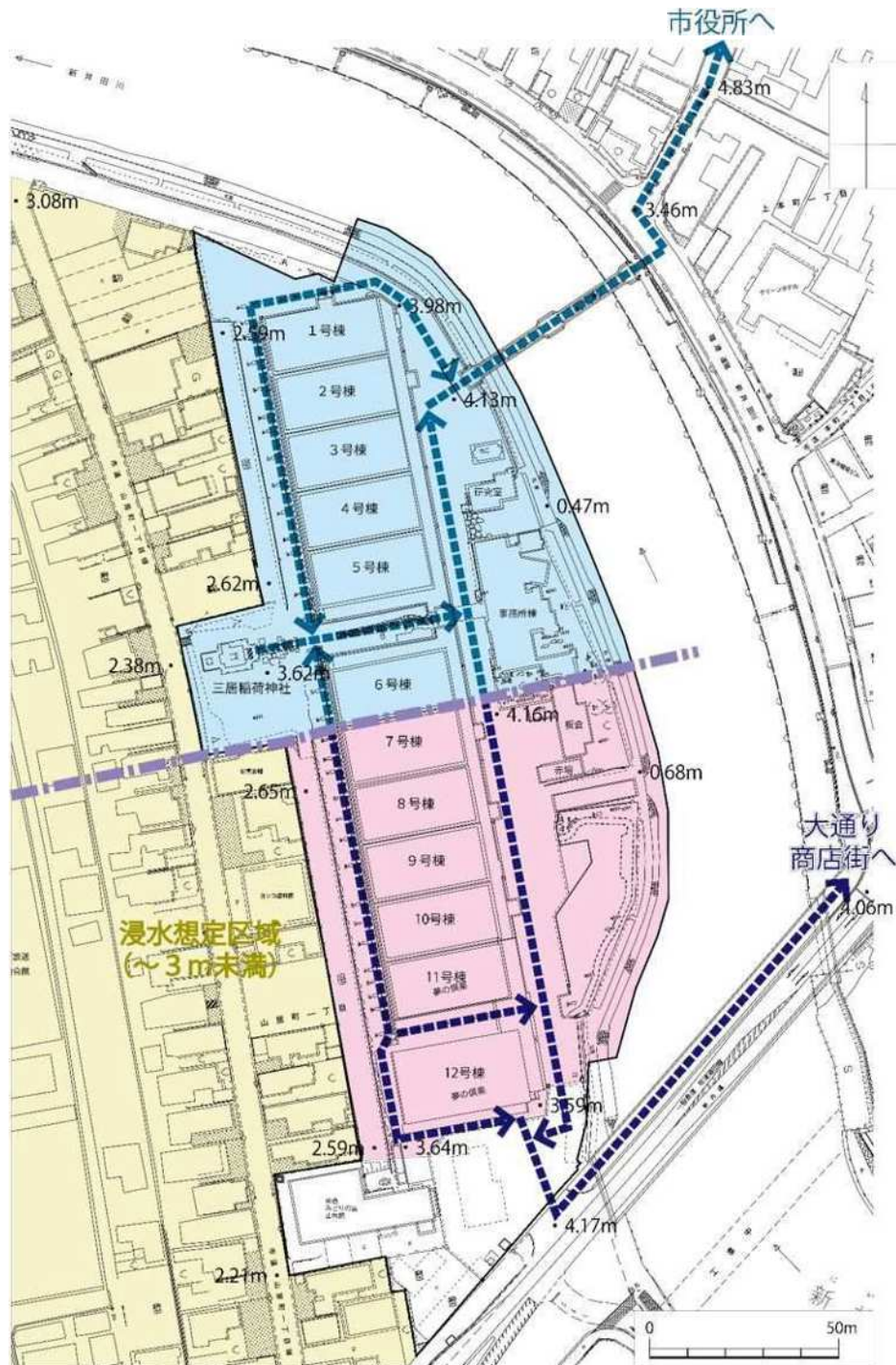
図 5-4-1 歩行者動線図

乗用車や二輪車などの一般車両は、国道 353 号線からの出入りとする。倉庫前通路は緊急車両、管理車両のみ通行可能とし、管理車両については北側からの通行も可能とする。



図 5-4-2 車両動線図

史跡内からの避難動線は国道 353 号線へ出て新内橋から大通り商店街へ向かう方向と、山居橋を渡り市役所へ向かう 2 方向を設定する。これらは 6 号棟と 7 号棟の間で区域を分け、双方へ来訪者を誘導する。



山居倉庫：要避難区域（バッファゾーン）
 津波浸水想定区域に該当しないが、「念のために離れることが望ましい」区域
 新井田川対岸も一部が浸水想定区域、要避難区域（バッファゾーン）だが、河岸を離れると区域外となる

図 5-4-3 避難動線図

車いす等を利用した山居倉庫敷地内周遊のためのバリアフリーの対応について、県道吹浦酒田線から駐車場を経て12号棟から1号棟までの敷地内通路は舗装されており、段差がないことから、車いすの通行が可能な状態にある。ただし、ケヤキ並木の園路は樹木の樹勢回復並びに維持を目的として、木道などの構造物を設置しないこととするため、車いすの通行はできない状態となる。

そのため、12号棟西側にケヤキ並木を眺望するための場所を設け、そこから史跡の景観を楽しんでもらう空間を創設する。

12号棟の東側にスロープが設置されていることからこの2棟についてはバリアフリー化がなされており、12号棟は同一床レベルで来訪可能であり、11号棟出入り口にスロープが設置されていることから、この2棟については現状を維持し、車いすが来訪可能な範囲とする。

1号棟から10号棟は倉庫を繋いでいる下屋部分が外部通路の舗装レベルと同一であることから、見学通路として車椅子の通行が可能となる。

1号棟、11号棟はガイダンス施設として活用を図ることから出入り口にスロープを設けることでバリアフリー化を図る。3号棟から9号棟、事務所棟と研究室棟においては活用の用途に応じて出入り口にスロープを設けることとする。

5号棟と6号棟の間から三居稲荷へのバリアフリー化を図る。

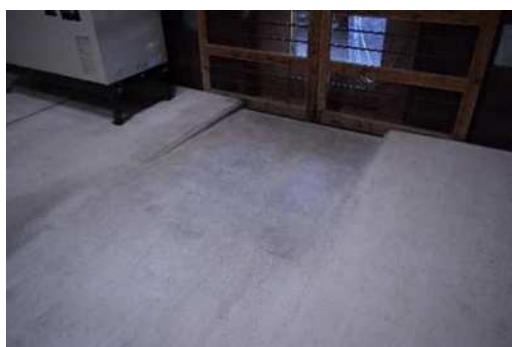


写真 5-4-1 10号棟入口スロープ



写真 5-4-2 12号棟屋外スロープ



写真 5-4-3 1号棟下屋と同一の外部通路の舗装レベル

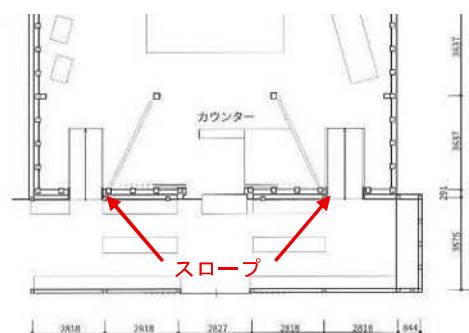


図 5-4-4 11号棟入口スロープ

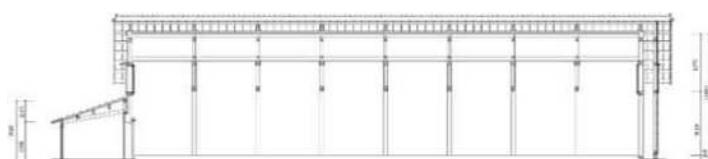


図 5-4-5 11号棟断面図

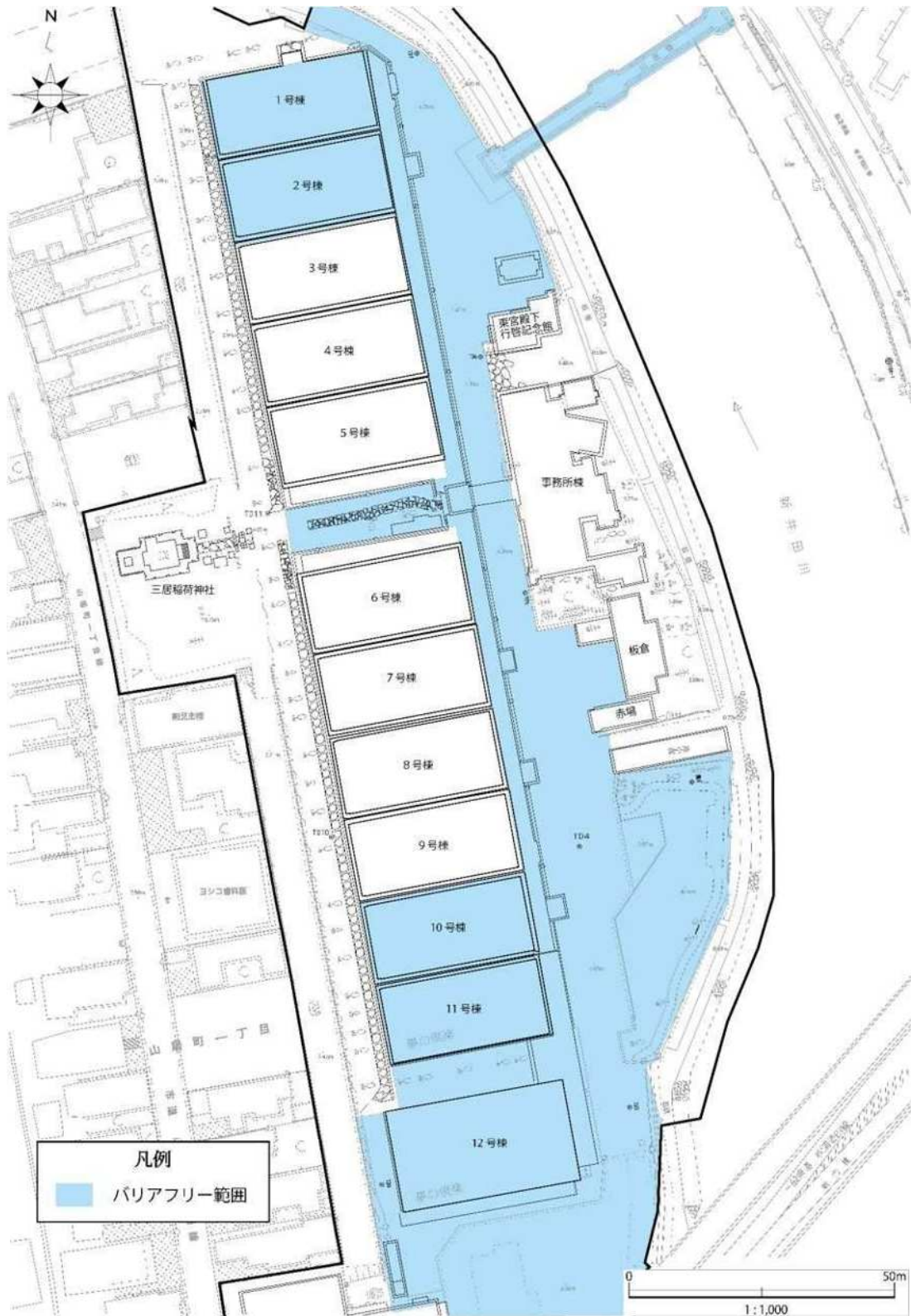


図 5-4-6 バリアフリー範囲図

(5) 地形造成に関する計画

現状の地形を維持することを基本とする。

ただし、ケヤキ並木西側の石垣下地盤面は豪雨時に滞水することから、雨水排水施設の整備に必要な最小限の地形変更は文化庁との協議の上で進める。

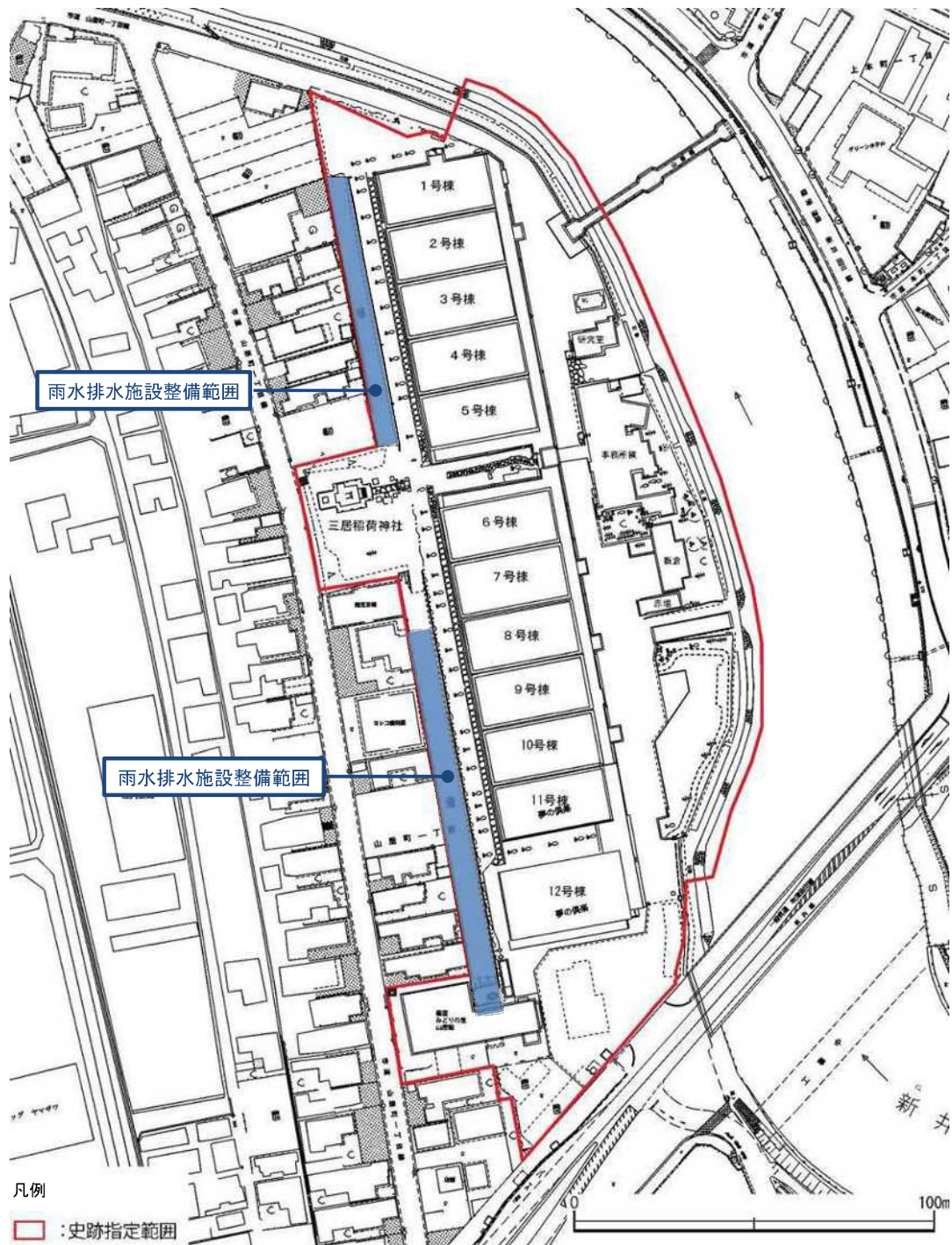


図 5-5-1 雨水排水整備対象範囲図

(6) 遺構の表現に関する計画

1) 地上に表出する遺構の展示

建造物や石垣などの史跡の本質的価値を有する遺構は、現状を常態的に公開する。史跡の遠景、近景および来訪者の動線上での景観において、遺構の本来的な規模や形状、配置などが理解しやすいよう解説板などを用いて補足する。遺構自体が露出していることで、き損しやすいため、その場合は「7-2 遺構保存・修復に関する計画」に従い管理・修復等の対応を行う。

2) 地下に埋蔵されている遺構の表示

発掘調査等により得られた成果は、遺構の状況を見学者に伝えるため、ガイダンス施設等でパネル展示を行うこととする。

ボーリング調査の成果に基づく地層表現については、地層コア写真を用いたパネル展示を行う。

また、倉庫棟基礎の展示については、パネル展示による解説を行うことを基本とする。



右：写真 5-6-1 展示パネルによる解説事例（山居倉庫仮ガイダンス施設）

左：写真 5-6-2 ボーリング調査地層コア写真

(9) 案内・解説施設に関する計画

1) サインの設置方針

史跡内には様々な事業で設置された表示物が複数あり景観を阻害していることから、混在しているサイン（施設名称など表示物を含む）を撤去・更新・新設により整理し集約するとともに、デザインの統一を図る。

既存のサインを更新する際は現状の支柱を活用することとし、新設するサインについては、できる限り史跡に影響を与えないよう設置型式に配慮する。加えて、新設するサインについては、向きを現地と対照しやすくように設置する位置との関係性に留意するとともに、史跡内の景観との調和に配慮する。

新設するサインの内容については、史跡の価値に関する解説や案内サインを充実させ、来訪者が史跡の価値を理解し楽しむことができる環境を整える。また、デジタルコンテンツなどの利用を通してサインの大型化は避けることとする。

なお、サイン整備においては今後サイン計画を策定し、具体的な形状・素材・版面デザインを進めることとする。

2) サインの種類

来訪者にはインフォメーションセンターでの案内や総合案内板の情報をもとに史跡内を自由に見学してもらうことを基本とすることから、順路サインは設置しないこととする。

以下に、サインの種類と表示内容を示す。

表 5-9-1 サインの種類

種類	役割	設置場所	表示内容例
総合案内板	・ 史跡全体の案内 ・ 史跡の概要 ・ 本質的価値の説明	・ 12 号棟前 ・ 山居橋袂	・ 史跡の内容 ・ ゾーンの名称 ・ 各種施設の配置
解説板	・ 各建物（倉庫 1・2・10・12 号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤場・三居稻荷神社）の解説 ・ 地形（盛土）の解説 ・ 樹木植生の（ケヤキ並木）解説 ・ 関連遺構(荷揚場)の解説	・ 各建物（倉庫 1・2・10・12 号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤場・三居稻荷神社） ・ 盛土前 ・ ケヤキ並木前 ・ 荷揚場前	・ 各建物 ・ 地形 ・ 樹木植生 ・ 関連遺構の概要
眺望サイン	・ 山居倉庫の価値や景観を感じてもらうための情報提供	・ 各視点場前	・ 各視点場の景観
制御サイン	・ 危険個所の周知 ・ 利用上の注意表示	・ 危険個所（荷揚場・三又路） ・ 各建物 ・ ケヤキ並木前 ・ 園路	・ 危険個所と説明 ・ 禁止事項（禁煙・犬の散歩）等

①総合案内板

総合案内板は来訪者が最初に見ることができるよう、県道側からの入口である駐車場に面した 12 号棟前と、市役所側からの入口である山居橋の袂に設置する。表示内容は円滑な見学を促すため、史跡全体の配置と現在地を正確で分かりやすい案内図で示し、史跡の景観を楽しむための視点場や見どころとなる場所を紹介する。

加えて、史跡の指定理由などの概要並びに本質的価値を説明分かりやすい文章と図版で解説し、史跡見学のための導入機能となるよう板面の充実を図る。

また、必要に応じて周辺の関連要素や広域の観光施設等への案内表示の記載も検討する。

なお、順路サインは設置しないが、史跡来訪者に推奨する見学ルートを提示するため、視点場や見どころ箇所には番号を記載し緩やかな誘導を図る。

②解説板

説明板は各建造物や樹木植生、石垣・荷上場等構造物や埋蔵遺構所在個所に設置し、史跡の構成要素を紹介する。表示内容は、それらの史跡の価値に関する機能や特徴、指定地及び周辺地域における歴史的景観や敷地の使い方、各時代における建造物の配置と変遷などを示す解説の充実を図る。

特に、山居倉庫の機能として重要な盛土のための石垣や西日遮蔽のためのケヤキ並木、荷上場などの遺構を理解してもらう解説板を設置するとともに、各説明文には最新の調査研究成果を反映させる。

③眺望サイン

新井田川河畔の立地状況や各施設の配置など史跡の歴史的な特徴をとおして景観を楽しむことができるよう、往時と現在の山居倉庫の景色を見比べて歴史を感じてもらうため、視点場には古写真を用いた解説を行う眺望サインを設置する。

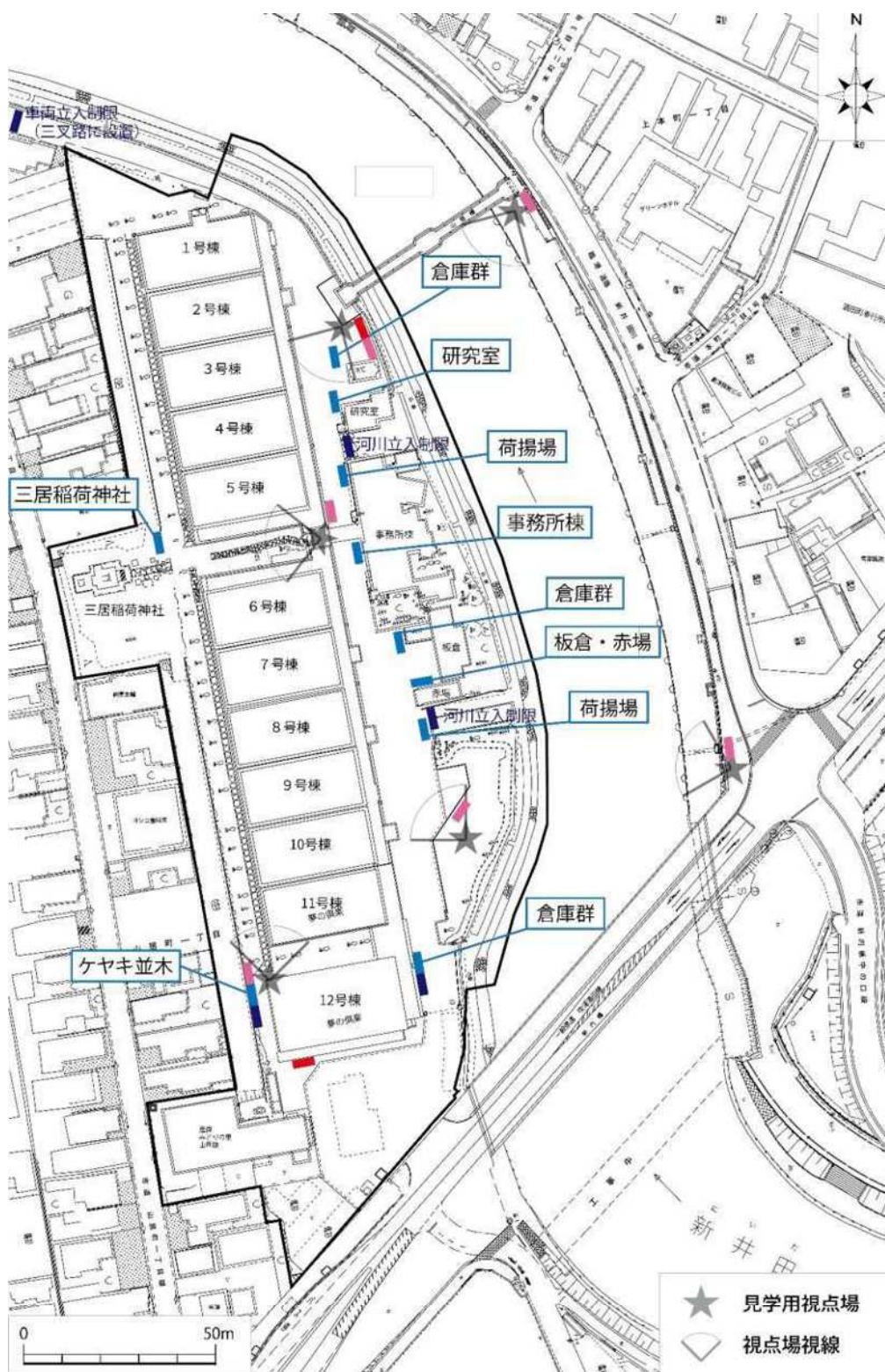
④制御サイン

来訪者の安全対策が必要な場所には注意喚起を促すサインを設置する。

特に、荷上場から新井田川への降り口には来訪者の安全性を確保するため、立ち入り禁止の制御サインを設置する。

また、史跡内の禁止行為を表示したサインを設置し、史跡内の防火・防犯対策や清掃美化を図る。

以下に、サイン計画図を示す。



凡例 ■ 総合案内板 ■ 解説板 ■ 眺望サイン ■ 制御サイン

図 5-9-1 サイン計画図

2) サインの表示基準

新設するサインのデザインについて、総合案内板はある程度の大きさになることから垂直板面とするが、来訪者が見やすいように解説板は板面を斜めとする。

支柱及び板面の色は史跡内の景観を阻害しないよう、こげ茶色系とする。

板面の高さや文字の大きさ、文章表現や言語表示については、環境省「自然公園等施設技術指針」第3部 第4章博物展示施設及び文化庁「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を基準とする。

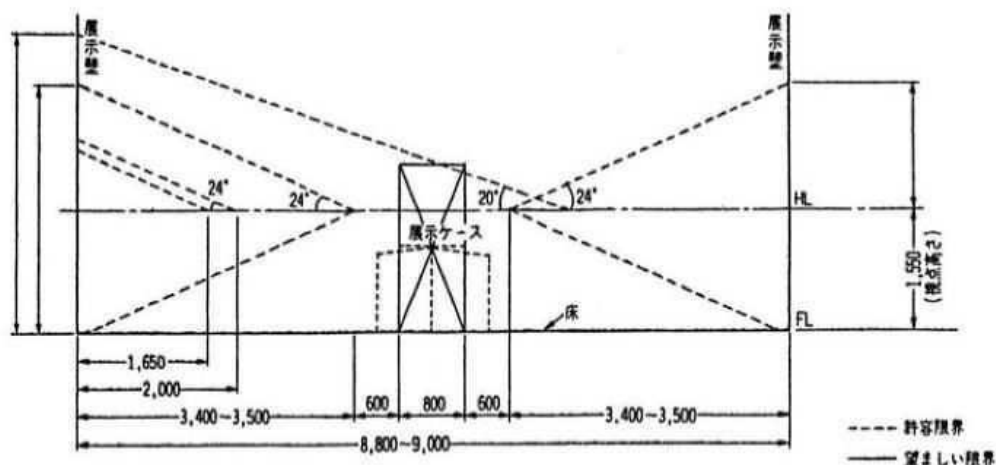
特に、車いす利用者などが見やすいよう表示の高さに配慮を行うこと、学習等で史跡を訪れる児童・生徒が説明文を理解できるように難解な表現は避けること、日本語と英語を基本に必要な最小限の多言語表記を行うことに配慮する。

以下に、規格の抜粋並びにサインの仕様・規格事例を示す。

①掲出高さ

史跡山居倉庫は、小学生の総合学習や一般市民、観光客までの幅広い層の来訪が想定されることから、解説パネルなどの掲出高さは誰も見やすい位置であることが求められる。そのことから、サイン等の高さについては小学生低学年～高齢者までの利用者の通常視野の範囲（表5-9-2）内に収まる位置とする。

そのため、解説板のうち特に重要な情報については、図5-9-3に示す視距離1mの場合の通常視野範囲のうち、各世代で共通する範囲（高さ680～1650mm）に配置する。また、コーナータイトルやイラスト・写真など視覚情報については、7歳児の視距離2.5mの通常視野上限である高さ2500mm以内の範囲に配置する。



出典：「自然公園等施設技術指針」第3部 第4章 博物展示施設

図 5-9-2 展示室の最低寸法（展示壁が両側で島展示がある場合）

表 5-9-2 視距離による展示高さの設定

視距離 1 m の場合（解説文、展示ケース、映像モニター）

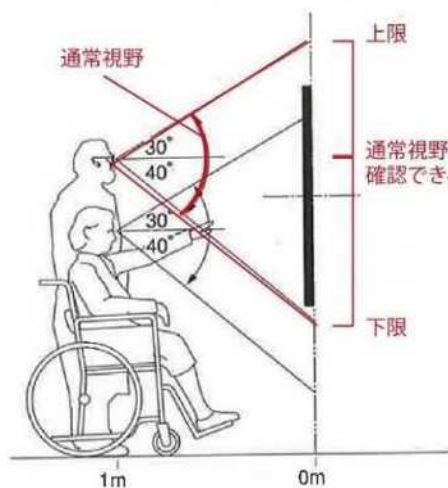
年齢	眼高※	通常視野角		通常視野で確認できる掲出高さ	
		上限	下限	上限	下限
7歳	1071.0mm	30度	40度	1648.4mm	231.9mm
12歳	1356.0mm	30度	40度	1933.4mm	516.9mm
20-24歳	1519.0mm	30度	40度	2096.4mm	679.9mm
70-79歳	1407.0mm	30度	40度	1984.4mm	567.9mm

※「日本人の人体計測データ1992-1994」（社団法人 人間生活工学研究センター）より
男女の眼高の平均値とした

視距離2.5mの場合（コーナータイトルやイラスト・写真など視覚情報）

年齢	眼高※	通常視野角		通常視野で確認できる高さの範囲	
		上限	下限	上限	下限
7歳	1071.0mm	30度	40度	2514.4mm	0.0mm
12歳	1356.0mm	30度	40度	2799.4mm	0.0mm
20-24歳	1519.0mm	30度	40度	2962.4mm	0.0mm
70-79歳	1407.0mm	30度	40度	2850.4mm	0.0mm

※「日本人の人体計測データ1992-1994」（社団法人 人間生活工学研究センター）より
男女の眼高の平均値とした



注）板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされている^{※1}。135cm程度と考えるのが適当である。情報量が多い地図などで、車いす使用者にとって地図上部の判読が困難であると想定される場合は125cm程度とすることが望ましい^{※2}。

（※1）「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（資料14）による

（※2）「道路の移動円滑化整備ガイドライン」（資料16）による

図中の通常視野は日本建築学会編「建築設計資料集成3集」（1980、丸善）による

図 5-9-3 標識の表示板の高さの考え方

②外国語対応の考え方

「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月）
 における外国語対応の考え方は、日本語、英語の併記を基本ルールとしている。

“多言語対応の対象となる情報” の種類			対象施設		
			基本ルール	外国人の来訪者数や誘致目標等、施設特性や地域特性の観点から、英語以外の表記の必要性が高い施設	専ら地域住民の用に供されている施設等
名称・標識・サイン・情報系	禁止・注意を促す (タイプA)	(例) ・立入禁止、危険 ・禁煙、飲食禁止 ・非常時等の情報提供	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
	名称・案内・誘導・位置を示す (タイプB)	(例) ・駅名表示 ・路線図、停車駅案内 ・施設名称表示 ・駅構内図の表記 ・乗車券・入館券 ・ICカードの使い方	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語
解説系	展示物等の理解のために文章で解説をしている (タイプC)	(例) ・展示物の作品解説 ・展示テーマの解説 ・展示会全体の解説	日本語 英語	日本語 英語 中国語 韓国語 その他の必要とされる言語	日本語

: 併記を行うことを基本とする
 # : 視認性や美観に問題がない限り、表記を行うことが望ましい

出典：「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」

図 5-9-4 外国語対応の考え方

本計画では、上記の基本ルールに準拠し、名称・標識・サイン・情報系に係る文言は日本語・英語併記とする。また、解説系に係る文言は基本ルールによると、英語表記は「表記を行うことが望ましい」となっているが、他の博物館等の外国人来館者の様子からタイトルや主要なキーワードを理解できれば概ねの展示内容を理解できるものと推測されること、かつ、サインの記載スペースの制約から複数言語を併記すると煩雑となることから、史跡の概要に係る文言についてのみ日本語・英語併記とする。

そのため、原則として、外国語は英語のみ対応とする。また、総合案内板のタイトル、解説板の解説概要となる部分について英語併記とし、文章等について全文翻訳は行わない。

加えて、英語、中国語 2 言語、韓国語については、デジタルコンテンツにより対応していく。

③文字寸法

サイン等に表示する文字高は、表 5-9-3 のように、視距離によって大きさの基準が定められている。また、タイトルや見出しは離れたところから視認できることが求められる。

解説文などは、通常、2m程度の視距離で読むことを想定する。

そこで、解説板のタイトルは視距離 10m で視認できるものとするが、余裕をみて 80mm 以上の文字高を確保する。

加えて、解説文、キャプションについては視距離 1～2m で視認できる文字高とするが、余裕をみて 10mm 以上確保する

表 5-9-3 視距離による文字高

視距離	和文文字高	英文文字高
30m	120mm 以上	90mm 以上
20m	80mm 以上	60mm 以上
10m	40mm 以上	30mm 以上
4～5m	20mm 以上	15mm 以上
1～2m	9mm 以上	7mm 以上

出典：公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備
ガイドライン

④管理・メンテナンス性

紫外線による板面の退色、支柱・枠材などの塗装劣化が生じにくい耐候性のある仕上げ材とする。また、史跡整備の進捗状況やリピーター促進に対応する上では、デジタルコンテンツを使用した情報について、管理者による情報更新を容易なものとする。

3) サインの形式

史跡内に新設するサインの形式について、以下に事例を示す、

表 5-9-2 サインの仕様・規格事例

名称／設置位置	事例
総合案内板 ・12号棟前 ・山居橋袂	形式：門型 固定式 盤面：アルミ複合板 支柱：アルミ押出形材 イメージ図 
解説板 ・各建物（倉庫 1・2・10・12号棟・研究室・事務所棟・板倉・赤場・三居稲荷神社） ・盛土前 ・ケヤキ並木前 ・荷上場前	形式：門型 固定式 材質：アルミ複合版 支柱：アルミ押出形材 イメージ図 

眺望サイン ・各視点場前	形式：門型 固定式 盤面：アルミ複合版 支柱：アルミ押出型材 イメージ図 
制御サイン ・危険箇所（荷上場・船着場前・三叉路） ・各建物 ・ケヤキ並木前 ・園路	イメージ図  出典：YAHOO! JAPAN ショッピング
史跡標柱 ・芝広場	イメージ図 
デジタルコンテンツを使った解説 ・新内橋橋詰 ・船着き場 ・倉庫下屋 ・倉庫内	イメージ図 デジタルコンテンツを利用したスマホアプリでの解説。 ・解説ポイントに来到自動で解説が流れる 

(10) 管理施設および便益施設に関する計画

1) 休憩場所の設置

①建物内の休憩場所の整備

各建物の利用目的に応じて、適切な位置に休憩場所を設けるものとする。

ガイダンス施設内については「博物館疲労」への配慮から、休憩場所を設置する。

また、下屋内においては、ベンチ等の造作材を設置する。

②屋外休憩場所の整備

屋外に設ける休憩場所については、史跡の景観に影響を及ぼさない箇所を選定のうえ設置するものとする。

敷地北側の既存の石製ベンチについては管理車両の通行の阻害になるため撤去とする。三居稲荷神社付近の石製ベンチについても休憩場所として適切な位置でないため撤去とする。

また、視点場からの眺望地点にベンチを新設する。

併せて、景観と調和するデザインのベンチを採用することにより、周囲の景観を損なわない整備を行う。



写真 5-10-1 屋内休憩場所イメージ



写真 5-10-2 屋外ベンチイメージ

休憩場所整備エリアと既存ベンチ位置を以下に示す。

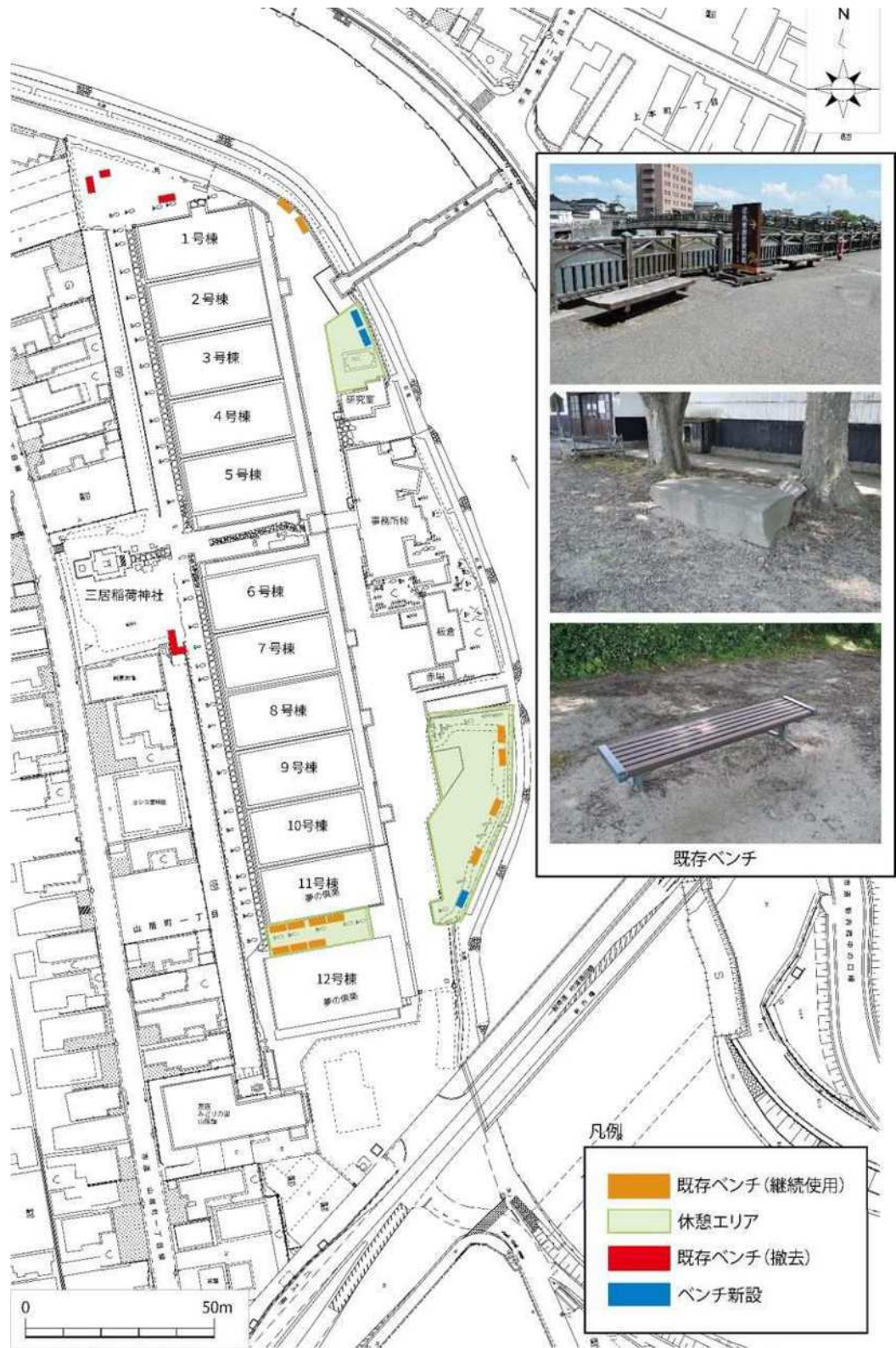


図 5-10-1 休憩場所位置図

2) トイレの設置

現在、使用可能なトイレは 11 号棟および 12 号棟に設置されているが、便器数が不足している状況である。当面の間は 12 号棟の既存トイレを使用することとし、将来的に当該トイレを拡張する。

また、1 号棟周辺については、利用方法に応じて新たなトイレの設置を検討する。

加えて、11 号棟の既存トイレについても、今後の活用方法に応じて対応する。
既存のトイレ箇所を以下に示す。

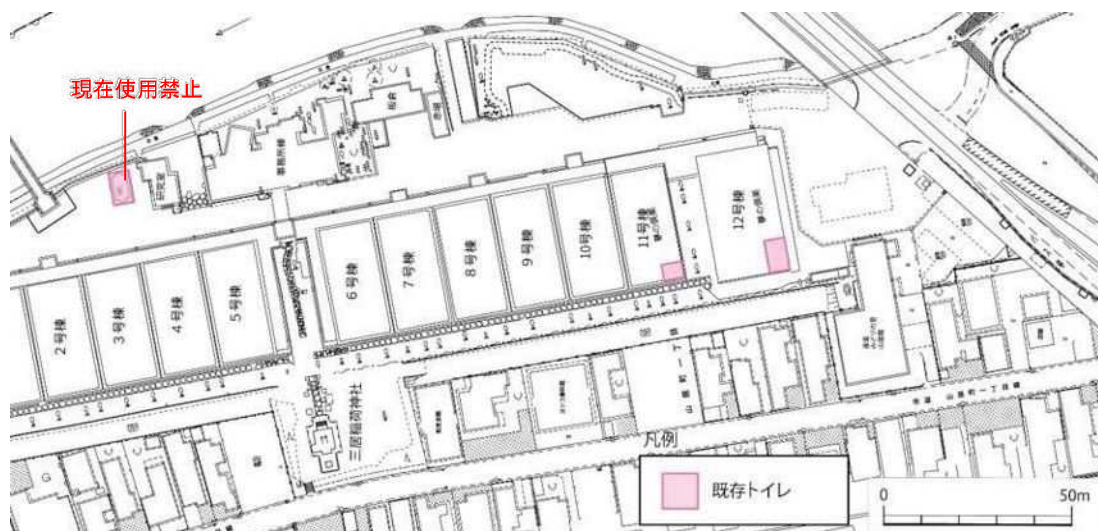


図 5-10-2 史跡内トイレ位置図

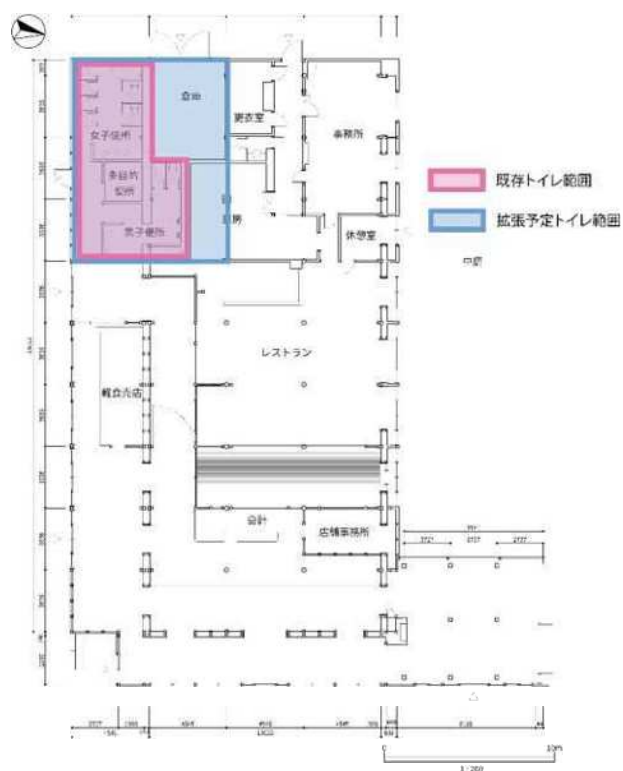


図 5-10-3 12 号棟トイレ範囲図

3) 園路の整備

正面のアスファルト舗装については、景観に配慮した材料と工法による園路の整備を図る。

ケヤキ並木に沿った通路は現状で石敷となっているが、ケヤキの樹勢回復措置のため石敷きを撤去することとしている。樹勢の回復が確認された際にはケヤキの根茎に影響を及ぼさない材料と工法（ウッドチップ敷など）による園路の整備を行う。

史跡内のバリアフリー対応範囲は路面が平坦なところが多いことから、手摺の設置はスロープが設置個所に限定し必要最小限とする。手摺を設置する場合は建造物壁面には設けず、自立支柱による構造とし、基礎等の地中埋設構造物は最小限に抑えることとする。

4) 給排水設備・換気空調設備・電気設備の整備

①散水設備

事務所棟庭園並びに緑地公園には植栽管理のために必要な散水栓を設置する。散水栓は設備配管による史跡への影響を抑えるため、赤場にある既存給水設備より延長して整備する。

②受電設備

史跡の保存・活用整備を進める中で各施設に必要な電気容量が増加することが考えられることから、現状の低圧受電設備を高圧受電設備に更新する必要性が生じる。そのことから、キュービクルを設置する場合は歴史的景観に配慮し、赤場を設置候補地とし、修景を行うこととする。

③イベント用屋外電源・屋外給水栓の設置

緑地広場を利用した山居倉庫の情報発信のための屋外イベントの開催を可能にするため、イベント用の屋外電源の設置を行う。イベント用屋外電源は緑地広場に加え、ガイダンス施設整備を予定している倉庫棟1号棟との関連も可能なように山居橋の袂にも設置する。

また、民間活用の手法としてキッチンカー利用を可能にするため、屋外給水栓を設置する。屋外給水栓は散水設備と同様に赤場にある既存給水設備より延長して整備する。

④倉庫等民間活用に伴う給排水設備・電気設備

民間活用を行う建造物において、内部改修に伴い給排水設備並びに電気設備の設置が必要な場合は、本質的価値を損なわないよう露出配管・露出配線を基本とする。既存の床・壁・天井に貫通などの加工が必要となる場合は文化庁と協議の上で進める。



図 5-10-4 園路・給排水設備・電気設備計画図

5) 照明の設置

①防犯灯の設置

防犯灯の設置により夜間の視認性を高め、防犯対策および事故の防止を図る。

設置箇所の検討にあたっては、躯体への影響を最小限に抑えた設置方法とし、動線沿いの歩道に関する設置基準に基づいて決定する。

なお、防犯灯の色温度や輝度については景観に配慮したものとする。

②ライトアップ照明の設置

夜間のライトアップ照明については現在行っている方法を継続する。



写真 5-10-3 現況ライトアップ照

次に、酒田市防犯灯設置基準を以下に示す。

酒田市防犯灯設置条例

(平成 17 年 11 月 1 日条例第 29 号)

改正平成 28 年 3 月 17 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、防犯灯の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、防犯灯とは、防犯の目的をもって設置された街路灯をいう。

(設置基準)

第 3 条 防犯灯は、防犯上必要最少限の照明を維持するものとし、その基準は市長が別に定める。

(費用の負担)

第 4 条 防犯灯の設置及び維持管理に要する費用は、全て市が負担する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の八幡町、松山町及び平田町の区域においては、この条例の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお合併前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日条例第 15 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

酒田市防犯灯設置条例施行規則

(平成 17 年 11 月 1 日規則第 28 号)

改正平成 28 年 3 月 30 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、酒田市防犯灯設置条例(平成 17 年条例第 29 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[酒田市防犯灯設置条例(平成 17 年条例第 29 号。以下「条例」という。)]

(設置基準)

第 2 条 条例第 3 条に規定する防犯灯の設置基準は、別表による。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

[条例第 3 条] [別表]

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の八幡町、松山町及び平田町の区域においては、この規則の施行の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間は、なお合併前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日規則第 26 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

種別	灯具の高さ	灯具	設置場所	備考
住居地区 防犯灯	車道は 5.0m 以上 歩道は 3.0m 以上	10WLED	おおむね住居 から 100m 以内	灯具の間隔は、おおむね 35m から 50m までとする。ただし、道路照明灯等の光 源がある場合は、当該道路照明灯等から の間隔は、おおむね 70m から 100m まで とする。
住居地区 外防犯灯	車道は 5.0m 以上 歩道は 3.0m 以上	10WLED	小中学生の通 学路	灯具の間隔は、おおむね 70m とする。た だし、道路照明灯等の光源がある場合 は、当該道路照明灯等からの間隔は、お おむね 70m から 100m までとする。

酒田市防犯灯設置基準

1. 防犯灯とは、防犯を目的とし、原則として多数の歩行者が通行する道路を照らし、夜間の安全を確保するものとする。
2. 防犯灯を設置する場合は、住居地区と住居地区以外（建物が無い場所）に区分する。
3. 防犯灯の設置及び維持管理は、全て市が行う。
4. 住居地区における防犯灯設置の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 道路照明灯等の光源から、おおむね70m～100m離れた場所であること。
 - (2) 灯具の間隔は、おおむね35m～50mとする。
5. 住居地区以外における防犯灯の設置の基準については、次のとおりとする。
 - (1) 小学校の通学路全般、及び中学校の通学路のうち主要な箇所であること。
 - (2) 公共施設の周辺（学校を除く）で、防犯上、特に必要な箇所であること。
 - (3) その他、防犯上、特に必要な箇所であること。
 - (4) 道路照明灯等の光源から、おおむね70～100m離れた場所であること。
 - (5) 灯具の間隔は、おおむね70m～100mとする。
6. 設置基準
 - (1) 電気料金の契約種別が「街路灯A」に該当する原則LED（20ワット蛍光灯相当の照度のもの）とする。
 - (2) 防犯灯の設置高は車道は地上より5m以上の高さに、歩道は地上より3m以上の高さに設置する。
 - (3) 以下の照明は原則として防犯灯とは認めない
 - ① 防犯を目的としていない照明
 - ② 神社境内や駐車場の照明
 - ③ 住宅の軒先や壁へ設置する照明
 - ④ センサー付ライト
 - ⑤ 維持管理費の全部または一部が、公金で賄われている照明
 - (4) 設置間隔が基準を満たしていなくても、曲がり角、建物の陰等の暗い箇所は実態を調査し判断する。
 - (5) 基準の実施前に設置された防犯灯については基準を満たすように改修する。

平成28年4月1日改正

史跡内における既存の防犯灯設置位置と新規に設置する防犯灯の位置を以下に示す。

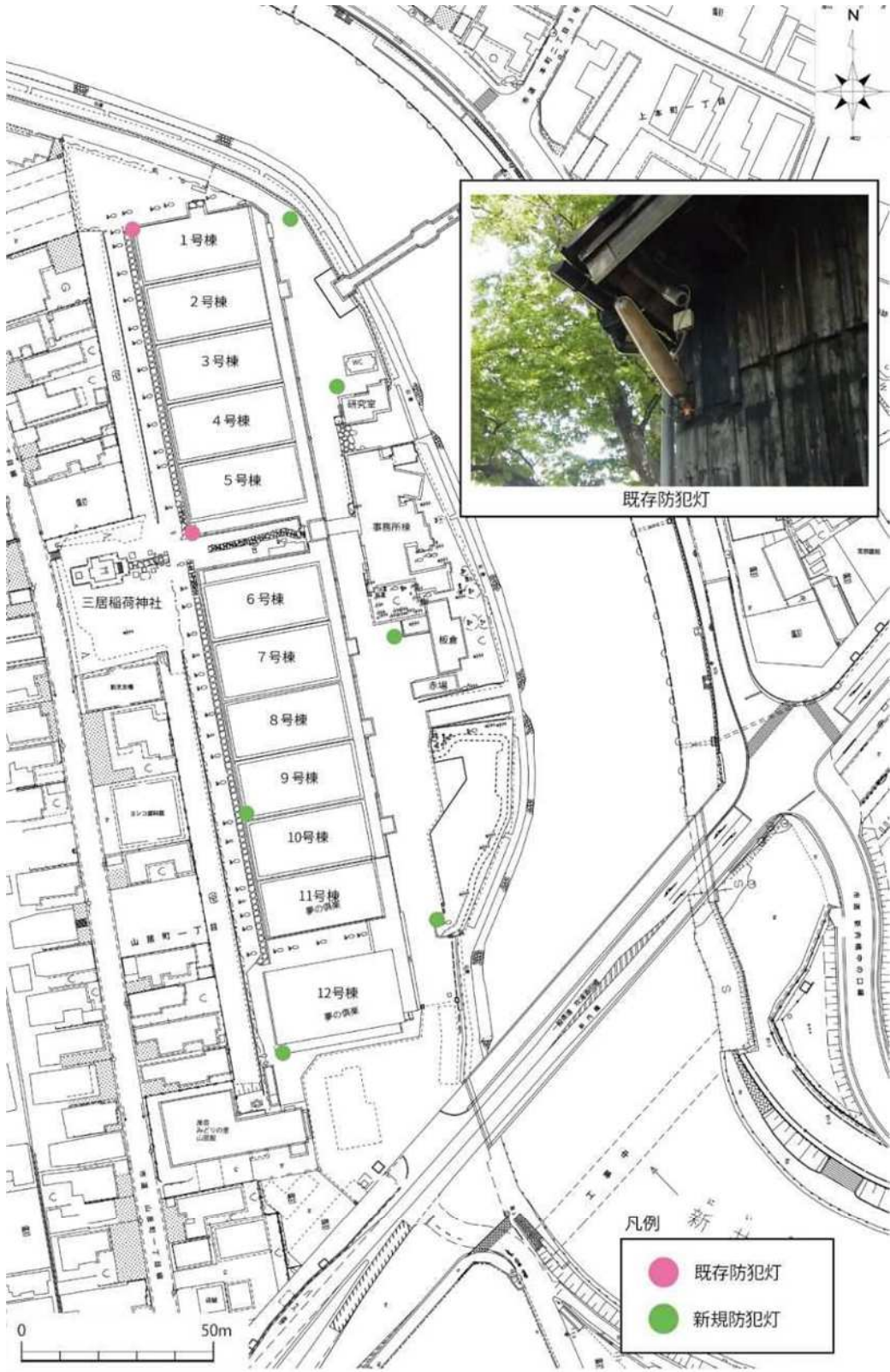


図 5-10-4 防犯灯位置図

(11) 公開・活用およびそのための施設に関する計画

ゾーニング図に則して、指定地及び建造物の機能を区分した。

表 5-11-1 機能区分表

名称	概要
ガイダンス施設	1・11号棟はガイダンススペースとして整備し、山居倉庫の歴史や本質的価値並びに酒田市の歴史や見どころを学んでもらう。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行った上で整備を行う。
インフォメーション・便益施設	12号棟はインフォメーションセンター、観光ガイドスペース、便益施設を整備し、民間活用部分(飲食・販売店施設など)のみ併設する。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行った上で整備を行う。
民間活用施設	短期的には、期間や見学者を限定した公開への対応を図る。並行して、建物は修繕などを行いながら、適切に保存管理を行っていく。 今回の計画期間中は、研究室棟と事務所棟について民間による事業導入を図る。将来的には、倉庫群への民間による事業導入や、倉庫群の既存機能を有効利用した低温倉庫としての継続的な利用を視野に入れる。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行った上で整備を行う。
展示保存	2号棟・10号棟は体験学習など博物館用途として活用を図るとともに建物内部は当時の姿を見せる。
活用動線	倉庫群をつなぐ見学通路として整備し、下屋から山居倉庫の内部を見学してもらい。加えて、荒天時の通路や、一時避難場所として利用する。現在行っている耐震診断結果により、耐震補強が必要な場合、活用に応じた耐震補強工事を行った上で整備を行う。
管理施設	板倉は管理倉庫、赤場は電気室の管理施設として整備する。
保存管理	現況調査や動態観測を行いながら、適切に維持管理を進める。
散策	米穀倉庫、ケヤキ並木、土地造成の痕跡を示す西面石垣など、史跡の遺構散策に供する。 敷地南東の芝生広場一帯は、イベント広場としても位置付け、10～12号棟と一体的な活用を図る。

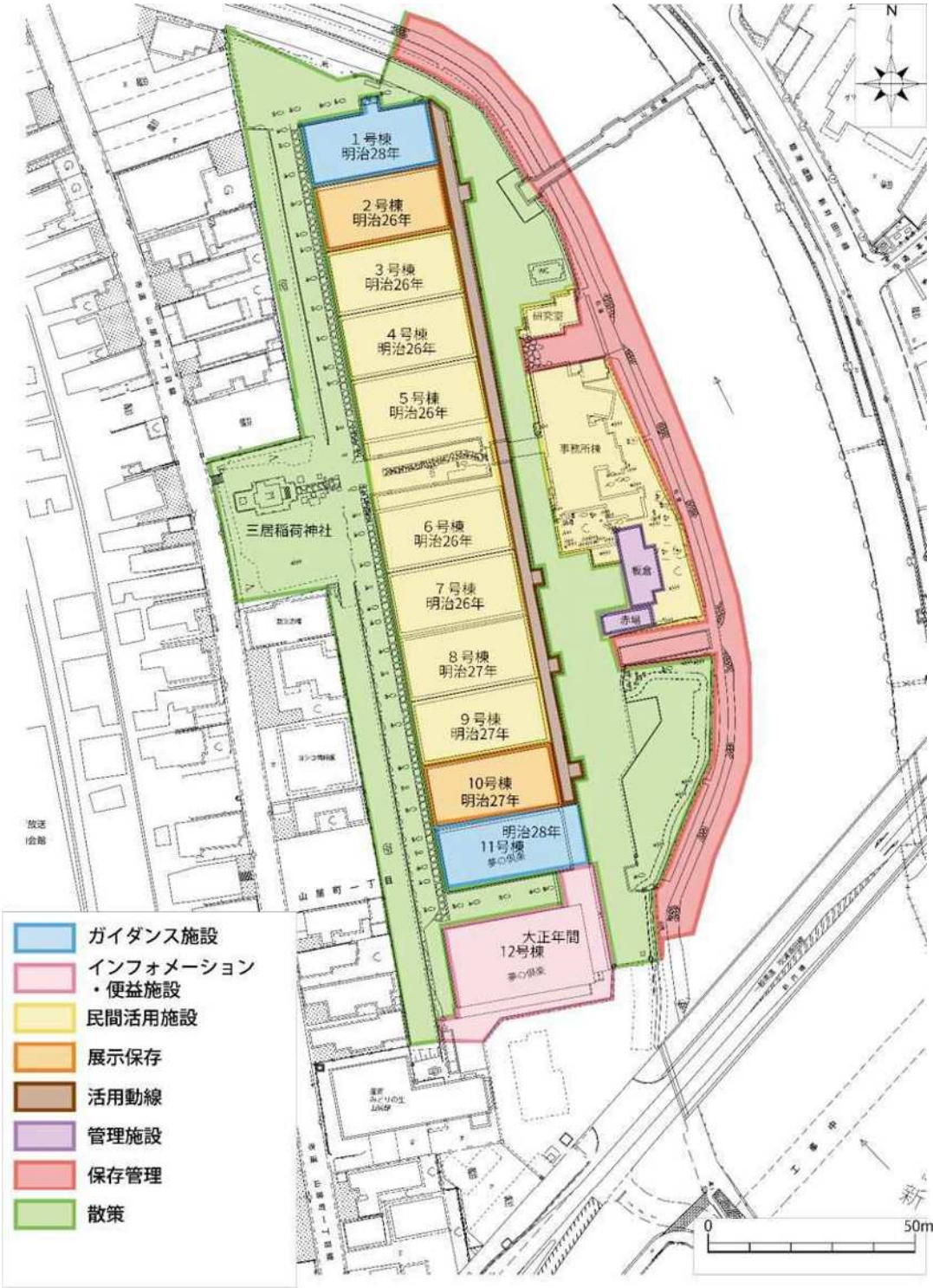


図 5-11-2 機能区分ゾーニング図